

福祉医療費助成制度

福祉医療費助成制度は、福祉の向上と健康増進を図るため、医療費の自己負担分(1～3割)の全額または一部を助成するものです(保険診療分以外は除く)。県内の医療機関を受診するときは、保険証と受給者証を窓口で提示してください(県外の場合は後日返還手続きが必要)。

下記に該当する方は、福祉課または子育て支援課であらかじめ助成を受けるための手続きをしてください。

■自己負担分が全額助成される方

重度心身障害者福祉医療…いずれかの手帳をお持ちの方

▷身体障害者手帳1級・2級・3級

▷療育手帳A1・A2・B1

▷精神障害者保健福祉手帳1級・2級(所得制限あり)

▷戦傷病者手帳と身体障害者手帳4級の両方

乳幼児等福祉医療…中学校3年生までのお子さん

母子家庭等福祉医療…母子家庭のお母さんとそのお子さん、または両親のいない家庭のお子さん(※)

父子家庭等福祉医療…父子家庭のお父さんとそのお子さん(※)

※お子さんの年齢が18歳に到達した後の3月31日まで

■自己負担分の1/2が助成される方

自立支援医療(精神通院)支給認定者(適用を受けてから受診した分の医療費が対象)

問 ▷重度心身障害者福祉・自立支援医療

…福祉課障がい福祉係(内線167)

▷乳幼児等・母子家庭等・父子家庭福祉医療

…子育て支援課家庭児童係(内線154)

児童手当の現況届をお忘れなく

児童手当を受給している方は、6月中に「現況届」を提出してください。受給している方には6月上旬に案内を送付しますので、同月中に手続き(返送)をしてください。手続きをしないと、受給資格のある方でも6月分以降の手当が受けられなくなります。

提出方法

同封の返信用封筒にて子育て支援課宛に郵送で提出するか、下記日程の通り受け付けを行いますので、直接提出してください。

※外国人の方はパスポートの確認が必要ですので窓口で直接提出してください。

受付日程

期 日	時 間	場 所
6月1日(木) ～30日(金) の間の平日	午前8時30分～ 午後5時15分 ※6月15日のみ 午後4時30分まで	子育て支援課
6月15日(木)	午後5時30分～7時	文化プラザ・ 展示室

》児童手当の認定請求について

出生・転入の際に手続きをしていないため、現在手当を受給していない方が手当を受給するためには、「認定請求」の手続きが必要です。

手当の支給は原則申請した月の翌月分からです。

問 子育て支援課(内線154)

6月1日は人権擁護委員の日です

全国人権擁護委員連合会では6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんと共に一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

人権擁護委員は市長から推薦され、法務大臣の委嘱を受けています。地域の皆さんに人権について興味を持ってもらえるように人権教室などの啓発活動を行うほか、法務局・地方法務局や市役所などで人権相談に応じています。

土岐市の人権擁護委員は、次の皆さんです。

- ▷土岐津町…伊藤嘉子さん
- ▷下石町…西村悦子さん
- ▷妻木町…加藤泰幸さん
- ▷鶴里町…田中恵子さん
- ▷曾木町…小島敦子さん
- ▷駄知町…石原幾男さん
- ▷肥田町…鬼頭孝道さん
- ▷泉町…大橋重保さん
- ▷泉町…大野健一さん



■市役所での人権相談

日時 毎月第2木曜日、午後1時30分～3時30分

場所 市役所1階・まちづくり推進課相談室

※6月は下記の特設相談所を設けるため、8日(木)の相談はありません。

■「人権擁護委員の日」特設相談所

日時 6月1日(木) 午前10時～午後3時

場所 文化プラザ・展示室

■常設人権相談所

日時 毎週月～金曜日

午前9時～午後4時(祝日を除く)

場所 岐阜地方法務局多治見支局2階・相談室

相談は無料で、秘密は守られます。気軽に相談ください。

問 まちづくり推進課(内線185)